

神奈川RB 第27回総会 資料



日時:2025年2月9日(日)11:00~13:00
かながわ県民センター 707 ミーティングルーム

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

神奈川県民センター 707ミーティングルーム

神奈川RB 第27回総会資料 Part1

2025.2.9 10:00～

かながわ県民センター 707ミーティングルーム

2025.2.10 修正 (赤字箇所)

●2024年度を総括して ～ 代表より ～

2024年は元日の令和6年能登半島地震、夏の台風10号による被害など私たちにとってなじみのある土地や地元が被災し、それぞれに心を痛め、思いを持ち、被災地支援を行ってきたと思います。

特に2024年の活動は、これまでに培ってきた「顔の見える関係性」を生かして他団体と連携した活動を行ったり、単なる人員としてだけでなく現場リーダーとして経験を還元していくような新たな役割も担えたことは組織にとって大きな糧となったはずです。

また、中越地震から20年、レスキューサポート・バイクネットワークが構築されていくきっかけともなった阪神淡路大震災から30年という大きな節目も迎えました。この数十年の間を振り返ってみると、災害支援ボランティアの活動は一般にも広く認知されるようになり、支援の仕組みもどんどん発展しました。三十年近い歴史を持つ私たち神奈川RBも間違いなくその潮流に乗っていますが、設立当時の思いを軸に持ち続ける強さとともに、こうした変わりゆく周囲の環境に合わせて変化を遂げる柔軟性を兼ね備えた団体でありたいと願っています。

2025年2月9日

神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク

代表 辻谷 圭

●会員リスト

会員No.	名前	住所	エリア	備考
1	山田 泰	鎌倉市	横浜	
2	中島 信義	山梨県北杜市	県外	
5	井上 哲也	横浜市戸塚区	横浜	
7	梶 エミ子	川崎市麻生区	川崎	
10	加藤 路香	厚木市	湘南	休会
17	加藤 英宗	厚木市	相模	
24	沖野 雅之	川崎市麻生区	川崎	
26	宇波 郁道	相模原市中央区	相模	
29	佐藤 眞澄	川崎市宮前区	川崎	
36	池田 喜由	東京都多摩市	県外	
38	古賀 陽一	横浜市青葉区	横浜	
45	菊田 誠	横浜市旭区	横浜	
52	矢代 幸雄	相模原市緑区	相模	
53	手塚 則生	横浜市港北区	横浜	
64	太田 隆行	川崎市麻生区	川崎	
74	辻谷 圭	横須賀市	横浜	
81	後藤 猛	富山県富山市	県外	
82	夏賀 祐子	川崎市麻生区	川崎	家族

会員No.	名前	住所	エリア	備考
82	夏賀 英樹	川崎市麻生区	川崎	
84	尾崎 徳久	横浜市保土ヶ谷区	横浜	
87	永野 靖彦	相模原市中央区	相模	
88	永野 貴子	相模原市中央区	相模	休会
90	田中 博之	中郡大磯町	相模	
93	渡部 裕史	横浜市鶴見区	横浜	休会
94	沢田 健介	新潟県柏崎市	県外	
97	伊藤 和博	岐阜県郡上市	県外	
98	大谷 暢	平塚市	湘南	
104	對馬 健一	広島県広島市	県外	
109	佐々木 純生	千葉県船橋市	県外	
110	川勝 将人	逗子市	横浜	休会
111	渡邊 安人	逗子市	横浜	
112	瀧吞 豊	川崎市多摩区	川崎	
113	村田 博照	東京都北区	県外	
114	野澤 一寛	横浜市港北区	横浜	
115	小林 和宏	相模原市中央区	相模	
116	吉田 政隆	横浜市青葉区	横浜	

※エリアは、住所地の陸運支局所在都市名（クルマのナンバー記載地）です。

2025年1月25日 現在 32名

●1. 2024年度 活動報告

月	日	活動内容 ※太字：神奈川R B主催
3~12月		能登半島地震 被災地支援 3/29~31, 4/21~23, 5/11~14, 6/1~2, 6/14~17, 9/28~29, 9/30, 12/13~15
9~10月		秦野市台風10号 被災地支援 9/14~16, 21~23, 10/5, 6, 12, 13, 19
1	7	運営ミーティング (臨時)
2	4	神奈川R B第26回総会
3	9	運営ミーティング
4	6	無線通信訓練
	14	運営ミーティング
	28	走行訓練「走ろう会」山梨
5	12	運営ミーティング
	26	二輪車安全運転東京大会 参加
6	2	運営ミーティング
	1~2	石川RB設立総会 参加
7	6	屋外無線訓練 (座学)
	7	屋外無線訓練
8	4	運営ミーティング
	24~25	ハムフェア2024見学(東京ビッグサイト)
9	1	運営ミーティング
	14~15	全国RB合同訓練
	19	運営ミーティング (臨時)
10	6	運営ミーティング
	19~20	ぼうさいこくたい in熊本
11	2	相模原赤十字病院防災訓練
	10	運営ミーティング
	23	ビッグレスキューかながわ2024
12	1	運営ミーティング
	1	忘年会

●4. 2025年度 活動計画

月	日	活動計画 ※太字：神奈川R B主催
1	12	運営ミーティング
2	9	第27回総会
3	1	運営ミーティング
4	5	無線クラブ訓練 ※JARL ALL JA コンテストに各自で参加
	5	運営ミーティング
5	3	運営ミーティング
	11	無線クラブ訓練
	未定	ビッグレスキュー-第1回全体会議
6	7	運営ミーティング
7	5	運営ミーティング
	6	無線クラブ訓練
	未定	ビッグレスキュー-第1回作業部会
8	2	運営ミーティング
	23~24	ハムフェア2025
	未定	ビッグレスキュー-第2回作業部会
9	6	運営ミーティング
	6~7	ぼうさいこくたい25 (新潟市朱鷺メッセ)
10	4	運営ミーティング
	11~12	無線クラブ訓練
	未定	ビッグレスキュー-第2回全体会議
	未定	ビッグレスキュー-かながわ 2025
11	1	運営ミーティング
	未定	相模原赤十字病院防災訓練
12	6	運営ミーティング
1	10	運営ミーティング
未定		トライアル体験会 in静岡
未定		全国RB合同訓練 in山梨
未定		ツーリング 5月か11月

運営ミーティング

2025年は、毎月第1土曜日の夜19時開始を基本とする。

●3. 2025年度 役員選出

役職	氏名
代表	辻谷 圭
副代表	沢田 健介
事務局代表	永野 靖彦、井上 哲也
会計	沖野 雅之
会計監査	夏賀 英樹、瀧吞 豊
アマチュア無線 クラブ会長	佐藤 眞澄

●総会資料 Part2はこちら



●2. 2024年度 決算報告

期間：2023.1.1～2023.12.31

収入の部		
内訳	金額 ¥	備考
前期繰越金	513,233	
会費	91,500	¥3,500×26名 ¥500×1名 (ボラ保険)
寄付	38,300	中島様¥6,500、山田様¥30,000、 親睦会¥1,800
備品貸与	0	
備品売上	30,000	ベスト (3着)
雑収入	68	ゆうちょ銀行利息 2回分
合計	673,101	

支出の部		
内訳	金額 ¥	備考
広報費	0	ポスター、関係団体広報費
交通費	40,000	交通費、ボランティア活動支援金
備品代	126,500	ベスト制作費 (10着)
諸会費	13,500	ボランティア保険代等
通信費	28,642	レンタルサーバー代、郵送費他
消耗品代	0	封筒、文具他、コピー、会員証パウチ
無線クラブ費	11,100	JARL会費、電波使用料
雑費	13,380	県サポロッカー賃料、会議室使用料 石川県R B設立ご祝儀
支払手数料	3,830	振込手数料
次期繰越金	436,149	ゆうちょ銀行、現金
合計	673,101	

※会計監査の押印済み文書は、事務局で保管

●6. 規約改正

改定前	
(役員の種類、人数)	
第23条	
本会役員は、以下の通りとする。	
①代表	1名
②副代表	若干名
③事務局長	1名
④会計	1名
⑤会計監査	2名
⑥アマチュア無線クラブ会長	1名

●5. 2025年度 予算

期間：2024.1.1～2025.12.31

収入の部		
内訳	金額 ¥	備考
前期繰越金	436,149	
会費	105,500	正会員：¥3,500×30名 家族会員：¥500×1名
合計	541,649	

支出の部		
内訳	金額 ¥	備考
広報費	50,000	ポスター、関係団体広報費、広報機材
交通費	150,000	防災訓練会議出席、活動費補助等
備品代	100,000	ゼッケン費用ほか活動に必要な備品
諸会費	20,000	ボランティア保険代、ロッカー代
通信費	20,000	レンタルサーバー代、リモート会議等
消耗品代	5,000	封筒、文具等
無線クラブ費	20,000	JARL会費、電波使用料
雑費	20,000	防災訓練資料、総会資料印刷費等
支払手数料	10,000	振込手数料
予備費	146,649	
合計	541,649	

改定後	
(役員の種類、人数)	
第23条	
本会役員は、以下の通りとする。	
①代表	1名
②副代表	若干名
③事務局代表	若干名
④会計	1名
⑤会計監査	2名
⑥アマチュア無線クラブ会長	1名

神奈川県アマチュア無線クラブ2024年度総会資料

●1. 2024年度 活動報告

月	日	FY23活動内容
4	6	無線通信訓練(JARL神奈川県支部主催・第41回非常通信訓練コンテスト)
5	12	第11回かながわアマチュア無線フィールドミーティングin 宮ヶ瀬 数名参加
7	6	屋外通信訓練 座学Zoom (講師: 沢田)
	7	屋外通信訓練(JARL主催・第54回6m AND Downコンテスト) 川崎生田緑地 QSLカード発行58枚
8	24~25	ハムフェア2024見学(有明GYM-EX)
10	15	ビッグレスキューかながわ訓練運用

●4. 2025年度 活動計画

月	日	FY24活動計画
4	5	非常無線通信訓練 (JARL神奈川県支部主催 第42回非常通信訓練コンテスト)
5	11	第12回かながわアマチュア無線フィールドミーティングin 宮ヶ瀬、見学
7	6	無線通信訓練 (JARL主催 第55回 6m and DOWNコンテスト)
8	23~24	ハムフェア2025 (有明GYM-EX) 見学
10	未定	ビッグレスキューかながわ訓練運用
10	11	屋外通信訓練 座学
10	12	屋外通信訓練(JARLコンテスト参加)
随時		アマチュア無線免許取得者支援、QSLカード発行、懇親会(適宜)、無線機貸出し

●2. 2024年度 決算報告

期間: 2024.1.1~2024.12.31

収入の部		
内訳	金額 ¥	備考
前期繰越金	0	
2/5 入金	10,800	神奈川県RB会計
11/26 入金	300	神奈川県RB会計
合計	11,100	

支出の部		
内訳	金額 ¥	備考
2/5 JARL年会費	10800	JARL
11/26 電波利用料	300	関東総合通信局
次期繰越金	0	
合計	11,100	

●3. 2025年度 役員選出

▲: 前年度からの変更点

役職	氏名	
会長(1名)	佐藤 眞澄	
副会長(2名)	沢田 健介	▲瀧呑 豊
監事(1名)	▲小林 和宏	

●6. 無線機の保管状態

▲: 前年度からの変更点

管理者	機器
夏賀	VX-8D, VR160, 特定小電力トランシーバ
▲辻谷	FTM-100D, アンテナ, 同軸ケーブル

●クラブ員名簿 (2025年1月25日現在)

No.	氏名	コールサイン	備考
1	山田 泰	JR1HDE	
7	梶 エミ子	7M4TCM	
24	沖野 雅之	JA1SVY	
26	宇波 郁道	JJ1SHK	
29	佐藤 眞澄	7L1WMY	会長
36	池田 喜由	7K1OHK	
38	古賀 陽一	7M4TBA	
45	菊田 誠	JA6BMV	
53	手塚 則生	未登録	
52	矢代 幸雄	JE1DYA	
64	太田 隆行	7N4MOY	
74	辻谷 圭	JK1UGQ	
81	後藤 猛	JF1HRW	
82	夏賀 英樹	JF1TKX	
84	尾崎 徳久	JA1WSM	
94	沢田 健介	JL1GJE	副会長
97	伊藤 和博	JE1BQT	
98	大谷 暢	7M1RDL	
104	對馬 健一	JO4KOX	
112	瀧呑 豊	JJ1GUF	副会長
113	村田 博照	JK1SOZ	
115	小林 和宏	JF1WMP	監事
5	井上 哲也	7M4PYL	
87	永野 靖彦	JF1JGE	
90	田中 博之	JH1XNX	
111	渡邊 安人	JS1FFC	

Part2 資料目次

1. 総会次第	3
2. 神奈川 RB 宣言	4
3. 神奈川 RB ミッション	4
4. 神奈川 RB 規約	5
5. 組織図	10
6. 会議構成図	11
7. 会員名簿の取り扱い	12
8. 神奈川 R B アマチュア無線クラブ定款	13
9. 連絡先	15

1. 総会次第

－第1部 神奈川R B総会－

- 1) 開会
- 2) 総会議事 …… 総会資料 Part1 参照
 - 今年度活動報告に関する件
 - 今年度決算に関する件
 - 次年度役員選出に関する件
 - 次年度活動計画に関する件
 - 次年度予算案に関する件
- 3) 次年度代表挨拶
- 4) 次年度役員・リーダー紹介
- 5) お知らせ
- 6) 閉会

－第2部 アマチュア無線クラブ総会－

- 1) 開会
- 2) 総会議事 …… 総会資料 Part1 参照
 - 今年度活動報告に関する件
 - 会員数報告
 - 今年度決算に関する件
 - 定款見直しに関する件
 - 次年度役員選出に関する件
 - 次年度活動計画に関する件
- 3) 次年度会長挨拶
- 4) 次年度役員紹介
- 5) お知らせ
- 6) 閉会

2. 神奈川 RB 宣言

神奈川RB宣言

1. 我々は、震災時においてオートバイの機動性を活かして被災地のために救援活動とその支援を行います。
2. 我々は、ボランティア活動を基本とし、活動上発生した傷害は加害被害を問わず自己責任とします。
3. 我々は、自己完結型のボランティアを目指します。
4. 我々の活動は、ボランティア精神をもったあらゆる人々に開かれています。

3. 神奈川 RB ミッション

ミッション 使命 …… 何のためか

災害時においてオートバイの機動力も活かして、被災地のために救援活動とその支援を行う。

※神奈川 RB 宣言と同じ

ビジョン 理想 …… どうなりたいか

自分のまちが被災した際に、オートバイの機動力も活かして被災者の困難を最小化する。

具体的には、神奈川県内で発災した際に災害ボランティアセンター開設前および開設直後の情報収集（ニーズ調査）が実施出来る。

バリュー 行動指針 …… どうやるか

- 1) 被災地に学ぶ。
災害ボランティア活動に参加することで、ボランティア活動スキルの学習や経験の蓄積をさせて頂く
- 2) 仲間を作る。
防災イベントへの参画を通じて、特に県内・近県の防災関係者と顔を見える関係を構築、継続する。
- 3) 地元を知る。
ツーリング等のイベントや訓練を通じて、楽しく理解していく。
- 4) スキルを付ける。
ビジョン実現のためのスキル要件を理解するとともに、オートバイ操縦や通信技術に習熟する。

4. 神奈川 RB 規約

【神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク規約】

第1章 総則

(名称)

第1条

本会は、「神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク」と称す。
2. 通称を「神奈川RB」とする。

(目的)

第2条

本会は、オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより、震災時における情報活動および救援活動のサポートを行うことを目的とする。

(基本理念)

第3条

本会の活動は、ボランティアを基本とし、法を遵守し安全を最優先にした活動を旨とする。

(事業)

第4条

本会は、第2条に掲げる目的を達成するために、以下の事業を行う。

- ① 会員の訓練及び研修
- ② 会員相互の交流と親睦に関する活動
- ③ 本会の広報活動と啓蒙活動
- ④ 同様な目的を有する他団体・行政機関等との連携協力
- ⑤ 震災に関する情報収集、研究
- ⑥ その他、目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条

本会の事業年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

第2章 会員及び会費

(会員)

第6条

会員は本会の目的、理念に賛同する者とする。
2. 会員の構成は、正会員と家族会員とする。

(会員の権利)

第7条

会員は本会の目的に必要なすべての権利を有する。
2. 家族会員は、議決権を有しない。

(会員の義務)

第8条

会員は本会に入会手続きを行うとともに本規約及び別途定める細則などを遵守する。

(会費などの納入義務)

第9条

会員は細則に示す年会費を当該年度中に納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条

会員が、以下の各号の一に該当した場合、除名することができる会員資格を喪失する。

- ① 退会
- ② 死亡
- ③ 除名第12条に基づいて除名された会員

(退会)
第 11 条 退会する会員は別途定める退会届を提出するものとする。
2. 会費はいかなる理由でも返金しない

(除名)
第 12 条 会員が各号のひとつに該当する時は運営ミーティングの審議並びに代表の承認によりこれを除名することができる。
① 本会の名誉を著しく毀損した場合
② 本会の目的、または理念に反する行為を行った場合
③ 本会の秩序を損なう行為を行った場合

第 3 章 総会

(総会の構成)
第 13 条 本会の総会は会員を持って構成する。

(総会の種類)
第 14 条 本会の総会は通常総会、及び臨時総会とする。

(総会の招集)
第 15 条 通常総会は、毎年1回代表が招集する。
2. 臨時総会は次に掲げる号に従い代表が召集する。
① 代表が必要と認めたとき
② 運営会議で必要と決議したとき
③ 3分の1以上の会員より召集の請求があったとき
3. 会計監査が召集の必要を認めたとき
4. 総会の招集は会議の目的ならびに日時などを記載した書面を持って会日の10日前までに発信通知しなければならない。

(総会の議長)
第 16 条 総会の議長は出席した会員の中から選出する。

(総会の決議)
第 17 条 総会は第 15 条の手続きによって成立し、委任状を含む出席会員の過半数をもってこれを決議する。

(表決権)
第 18 条 会員は総会における各1個の表決権を有する。

(総会の決議事項)
第 19 条 次の事項は総会の議決を要する。
① 規約の変更
② 事業計画及び収支予算の決算報告
③ 事業報告及び会計報告
④ 役員を選任並びに解任
⑤ 本会の解散
⑥ 5号の場合の精算人の選任および残余財産の処分方法
⑦ その他特に重要な事項

(総会の特別決議)
第 20 条 前第 19 条第1号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項の決議は委任状を含む出席会員の3分の2以上の多数でこれを決議する。

(総会の決議事項の通知)

第 21 条
代表は総会の終了後遅滞なく決議事項を会員に通知する。

(総会の議事録)

第 22 条
総会の議事については議事録を作成する。

第 4 章 役員

(役員の種類、人数)

第 23 条
本会役員は、以下の通りとする。

① 代表	1名
② 副代表	若干名
④ 事務局代表	若干名
⑤ 会計	1名
⑥ 会計監査	2名
⑦ アマチュア無線クラブ会長	1名

(役員資格)

第 24 条
役員は会員であり総会において選任及び解任される。
2. 役員の再任は妨げない。

(役員任期)

第 25 条
役員任期は選任以降から事業年度の総会までとする。
2. 期の半ばに選任された役員任期は当該年度の総会までとする。

(役員任務)

第 26 条
代表は、本会を代表し、事業を総理する。
2. 副代表は代表を補佐し、代表が業務遂行不可能な場合職務を代行する。
3. 事務局代表は、事務局を統括する。
4. 会計監査は、本会の業務執行並びに会計状況を監査する。

第 5 章 運営ミーティング

(運営ミーティングの構成)

第 27 条
本会の運営ミーティングは会員をもって構成される。

(運営ミーティングの招集)

第 28 条
運営ミーティングは必要に応じ役員が召集する。

(運営ミーティングの議長)

第 29 条
運営ミーティングの議長は出席した会員の中から選任する。

(運営ミーティングの決議)

第 30 条
運営ミーティングの決議は出席会員の過半数をもって行う。

(運営ミーティングの決議事項)

第 31 条
運営ミーティングでは本会の運営に関する諸課題について決議する。

(運営ミーティングの議事録)

第 32 条
運営ミーティングの議事は議事録を作成しこれを保管する。

第 6 章 事務局・分科会等

(事務局)
第 33 条 本会は本会運営に必要な事務を分掌するために事務局を置くものとする。
2. 事務局代表および事務局員は別途定める「神奈川 RB 事務局マニュアル」に記載された手順に従い業務を遂行する。

(分科会等)
第 34 条 本会は担当分野毎に分科会を置き本会の目的達成に必要な活動を行う。
① 分科会にはリーダーを置く。

(地区リーダー)
第 35 条 本会は県内を分割して本会の目的達成に必要な活動を行う。
① 各地区にはリーダーを置く。

第 7 章 会計

(会計年度)
第 36 条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月末日までとする。

(収支報告)
第 37 条 本会の会計報告は総会において行われる。

第 8 章 管理

(規約などの設置)
第 38 条 代表は規約、細則、並びに総会及び運営ミーティングの議事録を事務局に備え置く。
2. 代表は「神奈川 RB 事務局マニュアル」を作成し、事務局に備え置く。
3. 代表は「神奈川 RB 隊員の手引き」を作成し、事務局に備え置く。

(報告書)
第 39 条 代表は事業年度終了後、その任期中の年度にかかる各号に掲げる報告書を作成し会計監査に提出する。
① 事業報告書
② 会計報告書

第 9 章 関連組織

(下部組織)
第 40 条 本会は、下部組織を持つことが出来る。

①本会は、下部団体として、総務省令無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準第 6 条の 2 で定めるアマチュア無線の社団局を設置し、その運用は、同令に基づき定めた定款に従うものとする。

付則

1. 本規約は2008年2月3日に改訂し、同日より施行する。

細則

1. 規約第 9 条の会費については以下に定める。
① 会員は年会費3,000円を事業年度中に納入する。
② 中途加入の会員は①号、若しくは年度残月数に応じて月額 300 円を事業年度中に納入する。

細則

1. 経費の拠出基準について

【経費拠出基準】

- ・以下a)～c)に示す費目の全額または一部を運営会議で承認の後、会計から拠出する。
 - a)神奈川RBの団体運営上必要な業務
 - b)被災地支援活動
 - c)外部団体等から依頼された活動(国および自治体等が主催する訓練の会議を含む)
 - ・以下d)に示すの費目については会計から経費の拠出を行わない。
 - d)訓練参加費用(個人の交通費・宿泊費など)
-
- ・正会員は、会費からボランティア保険代を出費する。
 - ・家族会員は、ボランティア保険代を徴収する。

付則

1. 本規約は2023年2月5日に改訂し、同日より施行する。

細則

1. ボランティア保険代について

- ・希望する正会員および家族会員から、ボランティア保険代を徴収する。

2. 会員の活動について

- ・会員は、別途定める「神奈川RB 隊員の手引き」に従い活動する。
- ・「神奈川RB 隊員の手引き」に記載されていない活動は役員の許可のもと実施する。

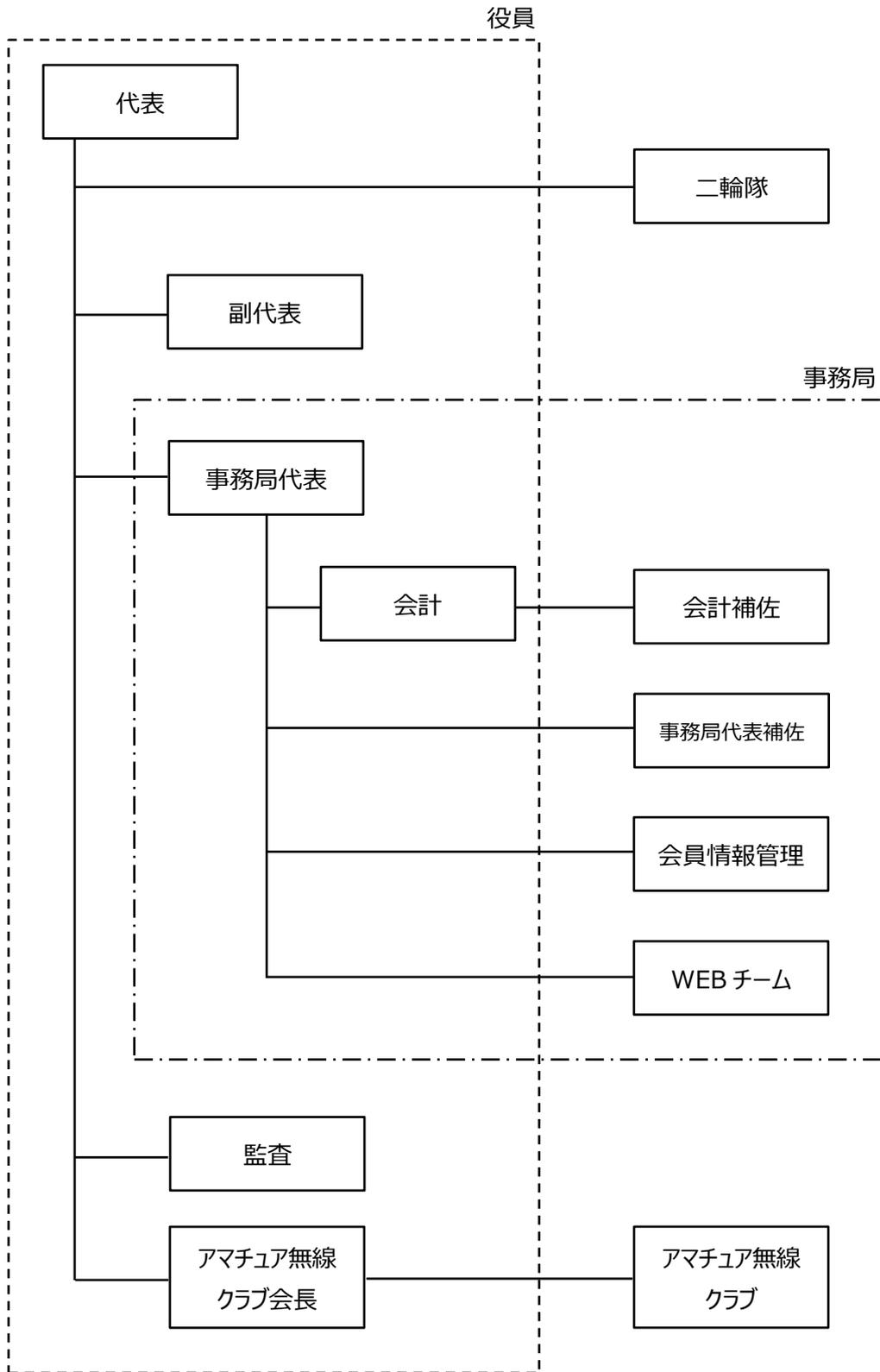
付則

1. 本規約は2024年2月3日に改訂し、同日より施行する。

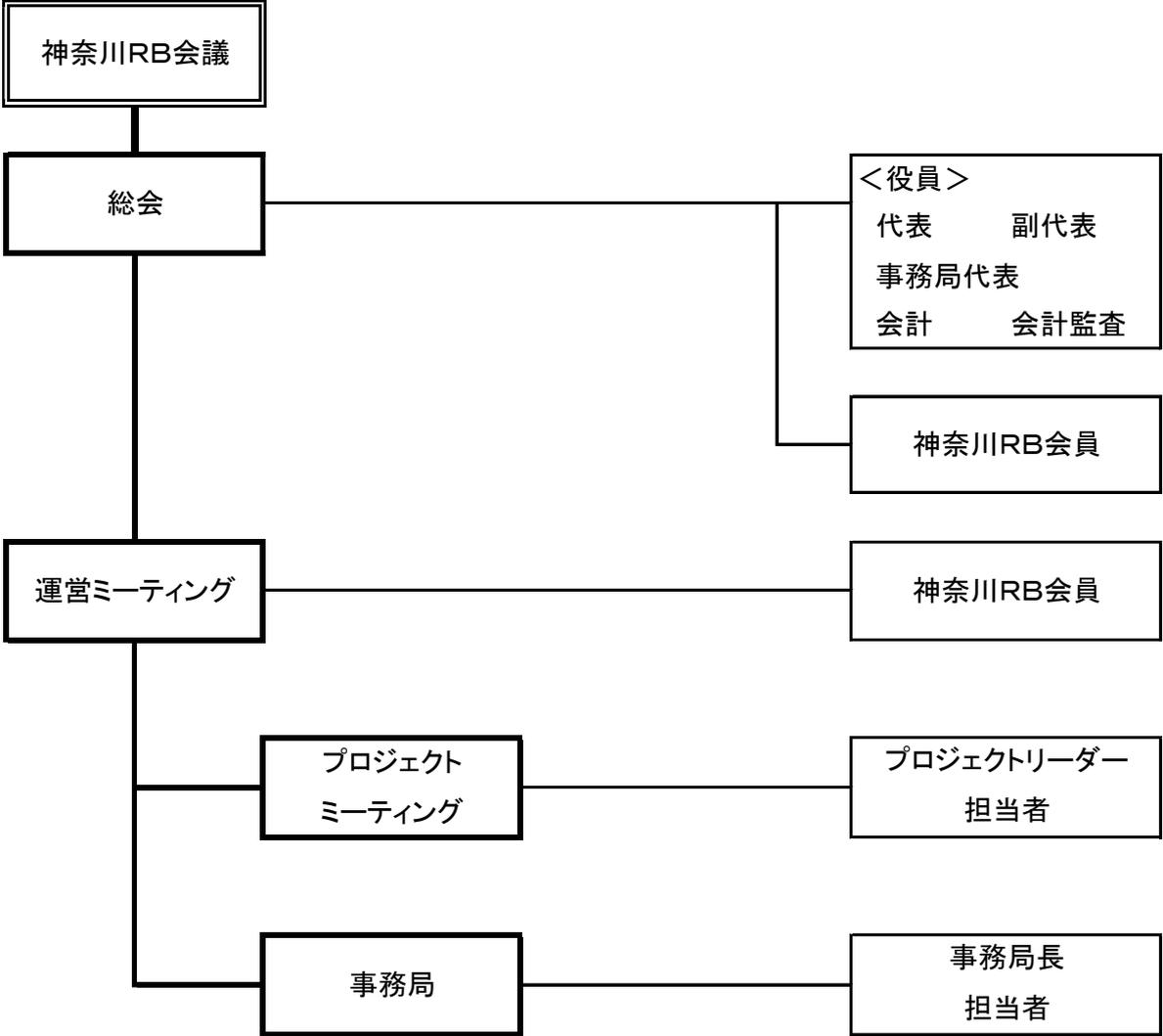
付則

1. 本規約は2025年2月9日に改訂し、同日より施行する。

5. 組織図

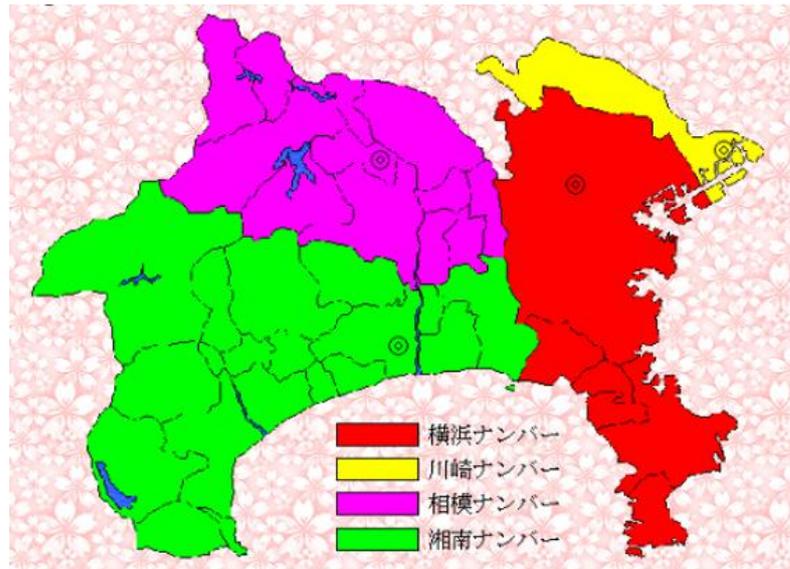


6. 会議構成図



7. 会員名簿の取り扱い

- * 会員名簿は事務局代表により管理されています。
- * 名簿の記載内容は、本人の承諾なしに公表されたり利用されたりすることはありませんが、神奈川RBの活動で必要とされる場合には、そのリーダー等に知らされることがあります。
- * 名簿の記載内容に変更が生じた場合は速やかに事務局代表へご連絡ください。
- * 名簿を使用する際には、使用目的を添えて事務局代表へ申し出てください。



参考：総会資料 Part1 会員リストのエリア

8. 神奈川 R B アマチュア無線クラブ定款

(名称)

第1条 本クラブは、神奈川 R B アマチュア無線クラブと称する。

(事務所)

第2条 本クラブの事務所および常置場所は、本定款第11条で定める役員のいずれかの自宅内に置く。

(目的)

第3条 本クラブは、無線通信技術の自己訓練及び、災害時等における有効な通信技術の研究業務を行うことを目的として設立する。

(事業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員同士が必要と認めるときは、随時各会員間の無線交信訓練を行う
- (2) 会員同士の会合を持ち、技術の習得と情報交換及びその他の事業を行う
- (3) 本クラブ局の運用を行うとともに、災害時に於いては災害支援活動を行う
- (4) 会員同士の親睦と無線技術の向上を目的に、移動運用等の訓練行事を行う
- (5) 防災訓練や非常通信訓練等に参加し、訓練のための無線通信を行う
- (6) アマチュア無線を始めようとする人に対し、免許取得及び開局のための援助活動を行う

(入会の資格)

第5条 オートバイの機動力とそれを支援するネットワークにより震災時の情報活動や救援活動の支援を行い地域社会に貢献することを目的とし、神奈川県内を主な活動場所とする非営利ボランティア団体である神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク(神奈川 R B)の正会員で、且つ、アマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者(施行規則第34条の8に規定する者を含む)のうち希望する者に本クラブに入会する資格を与える。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は、次の場合に会員の資格を失う。

- (1) 神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの正会員でなくなったとき
- (2) 有効な無線従事者の資格(施行規則第34条の8に規定する者を含む)を有しなくなったとき

(会員の権利)

第7条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 本クラブが設置する無線設備を、保有する無線従事者資格の操作範囲内で操作する権利
- (2) 総会において議決権を行使する権利

(会費)

第8条 本社の入会費および会費は無料とする。社の維持のために必要な経費は、神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク事務局から承認の上、提供を受けるものとする。

(役員)

第9条 本社に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

(役員の仕事)

第10条 会長は、本社を代表し本社の運営を総括する。

副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は、会長に代わり本社を代表する。

監事は、本社の運営・会計を監査する。

(役員の任免)

第11条 役員の任期は1年とし、毎年1回、本定款第12条に定める総会に於いて本社の会員のの中から選出される。

任期の途中で退任した場合は、全役員協議のうえ新役員を選出するものとする。

その場合の任期は前役員の残任期間とする。

ただし、後任者が選出出来ない場合は、次の役員選出まで欠員とする。

(総会)

第12条 本社の運営に関しては、毎年1回、総会に於いて年間の事業計画を決定する。総会は、その便宜上、神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの年次総会と同時に開催するものとする。ただし会長が必要と認めた場合は随時、臨時総会を開催することを妨げない。臨時総会の機能は総会に準ずるものとする。

総会では次の事項を審議する。

- (1) 会計報告
- (2) 活動報告及び事業計画
- (3) 役員の選出
- (4) その他必要な事項

(資産)

第13条 本社の資産は、本社が設置する無線設備およびその周辺機器とする。

(改正)

第14条 本規約は、総会において改正することが出来る。

(規定外事項)

第15条 本定款に記載のない事項および疑義事項については、別に定める神奈川レスキューサポート・バイクネットワークの会員規約に準ずるものとする。

付則

本規約は平成18年9月1日から効力を有する。

9. 連絡先

代表 辻谷 圭

郵送先 〒221-0835
横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2
かながわ県民活動サポートセンター レターケース No. 81
※宛先には必ず、
レターケース No. 81 神奈川レスキューサポート・バイクネットワーク
と明記ください。

F A X 045-312-1862
※かながわ県民活動サポートセンター内 FAX を借用)

ホームページ <https://www.kanagawarb.org>



F a c e b o o k : <https://www.facebook.com/kanagawarb/>



緊急時の集合場所：

候補地 1. かながわ 県民活動サポートセンター
〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 2 4 ? 2
電話： 045-312-1121
(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u3x/>)

候補地 2. 神奈川県総合防災センター
〒243-0026 神奈川県厚木市下津古久 280
電話：046-227-0001
(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zn2/bousaicenter/homepage.html>)

資料作成：2025 年 1 月 25 日
神奈川 R B 事務局